【除害施設の設置に係る書類提出について】

久御山町公共下水道条例第12条第１項に規定する水質基準に適合しない汚水を公共下水道に流す場合は、届出をし、除害施設を設置してください。

１．除害施設を設置（変更）するとき

〔提出書類〕

□ 除害施設設置届（様式第６号－公共下水道条例第13条第１項関係）

・工事着手の１か月前に提出して下さい。

　□ 排水管理責任者選任（変更・廃止）届（様式第10号－公共下水道条例第14条関係）

・速やかに提出してください。

・除害施設に変更がない場合でも、排水管理責任者を変更したときは、速やかに提出してください。

２．工事が完了したとき

〔提出書類〕

□ 除害施設工事完了届（様式第７号－公共下水道条例第13条第２項関係）

・工事完了後、５日以内に提出して下さい。

３．既に除害施設を設置していた場合で、新たに公共下水道を使用することとなったとき

〔提出書類〕

□ 既設除害施設届（様式第８号－公共下水道条例第13条第３項関係）

・公共下水道の使用開始前に提出して下さい。

４．除害施設の使用を廃止したとき

〔提出書類〕

□ 除害施設使用廃止届（様式第９号－公共下水道条例第13条第４項関係）

・廃止後、速やかに提出して下さい。

※ 除害施設が特定施設に該当する場合は、特定施設設置届（設置しようとする60日前に届出）等も提出して下さい。

※ 排水設備工事に係る申請が必要な場合がありますので、事前協議願います。